

# これまでの在宅療養支援事業(都薬剤師会委託)の実施結果

## 《 ① 薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業 》

資料 2 - 1

### 事業概略

#### 【事業目的】

在宅療養支援のための専門能力を備えた薬局・薬剤師の確保と、地域における薬局等の連携体制の整備を促進

#### 【実施期間】

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

### (1-b) 無菌調製技能習得研修の実施風景



座学



実技

### 実施内容・実績

分類	項目	内容	実施主体	実績			
				H26	H27	H28	H29
Ⅰ 在宅医療 基礎研修	1-a 在宅療養基礎研修	在宅医療における薬剤師の役割等に係る基礎研修	都薬剤師会	1回	1回	1回	1回
	1-b 無菌調製技能習得研修	薬科大学等と協力し、無菌操作に係る基礎研修	都薬剤師会	1回	3回	3回	3回
Ⅱ 地域薬局間 連携研修	2-a 在宅医療連携研修	地域における薬局連携のための地区研修	地区薬剤師会 (計38地区)	2地区	27地区	34地区	36地区
	2-b 地域施設実施研修	無菌調剤室設備設置薬局等での実地調製研修	地区薬剤師会 (計38地区)	2地区	32地区	29地区	29地区
Ⅲ 地域連携 構築支援	3-a 支援薬剤師情報の提供	名簿・研修履歴の管理や、関係機関に対する在宅療養を支援する薬局・薬剤師の情報提供	都薬剤師会 → 地区薬剤師会	-	随時	随時	随時
	3-b 連携促進・啓発	各地域で実施する住民向け講習会（在宅療養支援の紹介、かかりつけ薬局・薬剤師の活用等）など	地区薬剤師会 (計12地区)	-	25地区	27地区	34地区

# これまでの在宅療養支援事業(都薬剤師会委託)の実施結果

## 《 ② 薬局・薬剤師健康拠点推進事業(モデル事業) 》

資料 2 - 2

### 事業概略

#### 【事業目的】

在宅療養患者の服薬管理に専門的な支援が必要となった場合に、薬剤師が患者支援チームに加わり、訪問看護師等と連携して訪問指導を行う手法等を検証し、モデルを提供。

#### 【実施期間】

平成26年度から平成29年度まで(4年間)

### 実施内容

#### (1) 事業実施に向けた検討(第1回都関係者連絡会)

関係団体と相談の上、事業計画の策定とモデル地区の選定を実施

#### (2) 連携による在宅医療服薬支援の実施

##### ① 医師、訪問看護師、ケアマネジャー等への周知

地区薬剤師会が事業内容や在宅医療における薬剤師活用のメリット等を説明・情報提供(地区関係者連絡会)

##### ② 地区薬剤師会による患者と薬局のマッチング

訪問看護師、ケアマネジャー等からの相談・依頼により、地区薬剤師会が対応可能な薬局・薬剤師を選定し、紹介

##### ③ 薬剤師による訪問服薬指導

薬剤師は、担当医の同意を得た上で、紹介者(訪問看護師、ケアマネジャー等)と連携して患者の服薬支援を実施

#### (3) 事業の評価(第2回都関係者連絡会)

訪問看護ステーション、ケアマネジャー等のアンケートにより、事業の成果・課題等を評価し、取組の充実・改善に繋げる。

### 事業実績

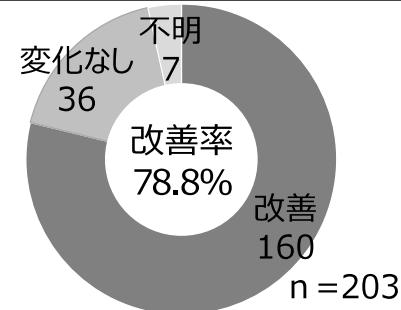
※ 島しょ地域を除く全ての2次保健医療圏(計12地区)で事業を実施

項目	H26	H27	H28	H29
都関係者連絡会	2回	2回	2回	2回
モデル地区(9区6市)	① 品川区 ② 中野区 ③ 八王子市	① 大田区 ② 練馬区 ③ 町田市	① 墨田区 ② 北区 ③ 立川市 ④ 小平市	① 文京区 ② 世田谷区 ③ 足立区 ④ 青梅市 ⑤ 狛江市
地区関係者連絡会	3回	3回	4回	5回
服薬指導患者数	54名	47名	50名	52名

### 薬剤師による訪問服薬指導の効果

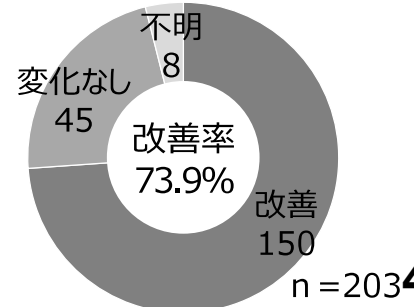
#### 患者の服薬管理の改善状況

	H26	H27	H28	H29	合計
改善	45名	35名	34名	46名	160名
変化なし	6名	10名	14名	6名	36名
不明	3名	2名	2名	0名	7名
患者数(n)	54名	47名	50名	52名	203名



#### 残薬の改善状況

	H26	H27	H28	H29	合計
改善	41名	33名	31名	45名	150名
変化なし	10名	12名	17名	6名	45名
不明	3名	2名	2名	1名	8名
患者数(n)	54名	47名	50名	52名	203名



これまでの在宅療養支援事業を再構築し、薬局・薬剤師が「地域包括ケアシステム」の中で、患者・地域住民のため、より一層その職能を発揮していくための事業を展開する。

- 「かかりつけ薬剤師・薬局」機能の強化、重要性の周知
- 健康保持増進の役割も担う「健康サポート薬局」の周知

【薬剤師が行う訪問服薬指導の効果】

- 服薬管理改善率：78.8%
- 残薬改善率：73.9%

## 患者のための薬局ビジョン（H27.10.23厚生労働省）

- 薬局においても、地域における既存の役割等を生かし、薬物療法に関して、こうした地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、**2025年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す**。（本文P21）
- 今後、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能を有する薬局について、**「健康サポート薬局」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押ししていく**。（本文PP15-16）

## 薬事審議会委員の方からいただいた主な御意見（要旨）

- 一番大事なことは、**かかりつけ薬局、あるいは健康サポート薬局について、都民に周知、理解と活用を促すこと**なのではないか。
- 消費者に**健康サポート薬局という意味が、よく浸透していない**ので、周知をお願いしたい。

# 平成30年度 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業

資料 2 - 4

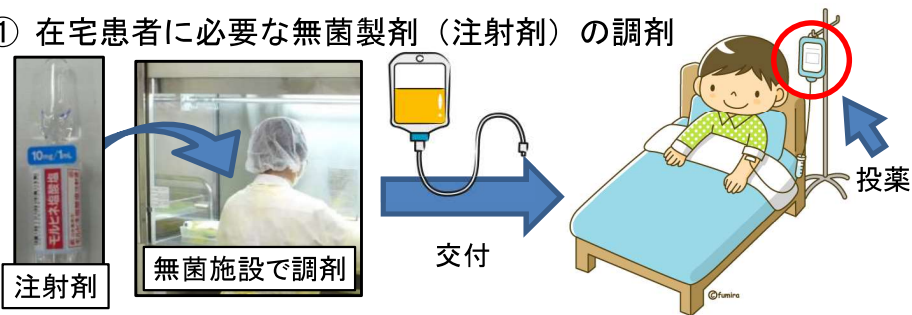
## 患者のための薬局ビジョン (H27.10 厚生労働省)

- ◆ 服薬情報の一元的・継続的把握
- ◆ 在宅対応・24時間対応
- ◆ 医療機関等との連携

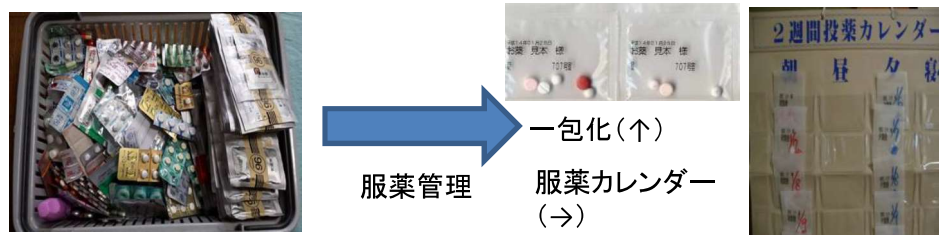
2025年までにすべての薬局が持つことを目指す。

## 地域包括ケアシステムの中で薬局・薬剤師が担うべき役割 (例示)

### ① 在宅患者に必要な無菌製剤（注射剤）の調剤



### ② 在宅訪問服薬管理による誤飲・飲み忘れの防止、残薬解消



### ③ 医療機関との連携、処方提案等による多剤・重複投与への対応



## 事業内容・目的

分類	実施内容	実施主体	事業規模
I 在宅医療 基礎研修	I-a 在宅訪問指導基礎研修	都薬	1回
	I-b 無菌調製技能習得研修	都薬	3回
II 地域薬局間 連携研修	II-a 在宅医療連携研修	地区薬	38地区
	II-b 地域施設実地研修	地区薬	38地区
III 地域連携 構築支援	III-a 支援薬剤師情報の提供	都薬→地区薬	随時
	III-b 連携促進・啓発	地区薬	23地区
IV 多職種との 連携促進	IV-a 東京都関係者連絡会	都薬	2回
	IV-b 訪問服薬指導状況把握	地区薬	15地区

地域包括ケアシステムの一翼を担う「かかりつけ薬局・薬剤師」機能の強化を支援

# 薬局機能情報提供制度の改正について

資料 2 - 5

## 薬局機能情報提供制度とは

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要に必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者が都道府県知事に報告し、都道府県知事は、その情報をインターネット等で住民等に公表する仕組みのこと。
- 東京都は、「東京都医療機関・薬局案内サービス ひまわり・t-薬局いんぷお」で公表している。
- 薬局の名称、薬局の管理者などの変更は随時報告とし、前年の実績等の全体項目については、年1回の「定期報告」時の報告としている。



## 制度改正の内容等

- 根拠  
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第109号。）  
・平成29年10月6日公布 ・平成31年1月1日施行予定
- 改正の趣旨  
医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項について、薬剤師・薬局が地域包括ケアシステムの一翼を担うことが求められていること等を受け、報告項目を改正する
- 制度改正に伴う主な変更点  
・報告項目の追加（42項目→54項目 ※12項目追加）  
・「定期報告」提出期限の変更（3月末日→1月末日まで）
- 主な拡充項目  
別紙資料2-6のとおり

## 東京都の対応

- 制度改正について、平成30年2月28日付「平成29年度 定期報告」依頼時、薬局開設者へ周知
- 「東京都医療機関・薬局案内サービス ひまわり・t-薬局いんぷお」のシステムを一部改修予定（平成30年中の改修見込）
- 「平成30年度 定期報告」依頼を、平成30年12月下旬 発送予定

# 薬局機能情報提供制度の改正について（主な拡充項目）

資料 2 - 6

## 改正の内容（追加項目）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。）別表第1

第一 管理、運営、サービス等に関する事項  
（略）

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

（1） 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認証を受けた制度又はそれらと同等の制度に基づいて認定された 薬剤師をいう。）の認定名称、認定団体名及び人数

**（2） 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数**

（3） 薬局の業務内容

- （i） 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
- （ii） 一包化薬に係る調剤の実施の可否
- （iii） 麻薬に係る調剤の実施の可否
- （iv） 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
- （v） 薬局製剤実施の可否
- （vi） 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
- （vii） 薬剤服用歴管理の実施

イ 薬剤服用歴管理の実施の有無

**□ 電子的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無**

（viii） 薬剤情報を記載するための手帳の交付

イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

**□ 薬剤情報を電子的記録により記載するための手帳を 所持する者の対応の可否**

※追加項目を**太字**で記載、**枠**はKPI

（4） 地域医療連携体制

（i） 医療連携の有無 **（例：プレアボイド事例の把握・収集に関する取組）**

**（ii） 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無**

**（iii） 退院時の情報を共有する体制の有無**

**（iv） 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無**

（v） 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

（1） 薬局の薬剤師数

（2） 医療安全対策の実施

**（i） 副作用等に係る報告の実績件数**

**（ii） 医療安全対策に係る事業への参加の有無**

（3） 情報開示の体制

（4） 症例を検討するための会議等の開催の有無

（5） 処方せんを応需した者（患者の数）

**（6） 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数**

**（7） 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数**

**（8） 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数**

（9） 患者満足度の調査

（i） 患者満足度の調査の実施の有無

（ii） 患者満足度の調査結果の提供の有無